

○法務省告示第 号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

法務大臣 山下 貴司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動であらかじめ定めるものを次のとおり

定める。

「一〇十四 略」

十五 削除

定める。

「一〇十四 同上」

十五 外国の大学の学生（卒業又は修了した者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）が、別表第四に掲げる要件のいずれにも該当する地方公共団体が実施する国際文化交流を目的とした事業に参加し、本邦の公私の機関との契約に基づき当該機関から報酬を受けて、当該大学における当該者に対する授業が行われない期間で、かつ、三月を超えない期間内、本邦の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校、

〔十六〓五十八 略〕 〔別表第一〓別表第三 略〕 別表第四 削除	
中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校において、国際文化交流に係る講義を行う活動 〔十六〓五十八 同上〕 〔別表第一〓別表第三 同上〕 別表第四 一 当該者に対しその在留期間中の住居の提供その他必要な支援を行う体制を整備していること 二 当該者の出入国及び在留に係る十分な管理を行う体制を整備していること 三 当該事業において当該者が講義を行う場所、期間及び報酬を明確に定めていること	〔別表第五〓別表第十七 略〕 〔別表第五〓別表第十七 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。